

## 住民監査請求があった旨の監査委員からの通知（地方自治法第 242 条第 3 項）

番号	監査委員からの 通知日	件名 (請求日) (請求の趣旨)	関係部局
1	令和 5 年 2 月 20 日	<p>三重県教育委員会に関する住民監査請求 (令和 5 年 2 月 17 日)</p> <p>県立神戸高等学校長は、学校その他の教育機関の用に供する財産である県立神戸高等学校の施設・敷地を、外郭団体である「三重県高等学校文化連盟」（以下「三重県高文連」という。）が事務局及び駐車場として常時使用することを 2022 年 4 月から現在に至るまで許可してきた。また、県立神戸高等学校教職員にかかる人件費を三重県高文連のために使用することについても許可してきた。このような県立神戸高等学校長の三重県高文連への利益供与により、年間数百万円にも上るとみられる損害を県に与えてしまっている。これは県費の不正な利用であり、是正が図られるべきであると考えます。</p>	教育委員会